

議案第 55 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「附則第 3 4 条第 1 項」を「附則第 3 4 条第 4 項」に、「本項」を「この項」に改め、附則第 9 項中「附則第 3 5 条第 1 項」を「附則第 3 5 条第 5 項」に、「附則第 3 4 条第 1 項」を「附則第 3 4 条第 4 項」に改め、附則第 10 項中「附則第 3 5 条の 2 第 1 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」に改め、附則第 11 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 7 項」に改め、附則第 12 項中「附則第 3 5 条の 3 第 3 項」を「附則第 3 5 条の 3 第 13 項」に、「附則第 6 項」を「附則第 10 項」に改め、附則第 13 項中「附則第 3 5 条の 4 第 1 項」を「附則第 3 5 条の 4 第 4 項」に改め、附則第 14 項中「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 1 項」を「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項」に改め、附則第 15 項中「附則第 3 3 条の 3 第 1 項」を「附則第 3 3 条の 3 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

